

(別記1)

新規就業者雇用研修支援事業

第1 事業の内容

新規就業者を雇用する農地所有適格法人等に対し、新規就業者のスキル向上と研修環境整備に資する補助金を交付する。

第2 用語の定義

別記1において、以下に掲げる用語の意義はそれぞれに定めるところによる。

- (1) 農地所有適格法人等 農業生産を営む経営体をいう。
- (2) 新規就業者 本市において農地所有適格法人等の農業経営体と期間の定めのない雇用契約を締結し、農業研修に取り組むとともに、事業終了後も本市において農業分野での就業・就農を継続する者をいう。
- (3) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、若しくは障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者、又は医師による診断書を有する者をいう。
- (4) 就業1年目 新規就業者を月初めから月末まで雇用した最初の月から12か月間。
- (5) 就業2年目 新規就業者を月初めから月末まで雇用した13か月目から24か月目までの間。
- (6) 6次産業化 農地所有適格法人等が生産活動を軸とし、加工や販売、サービス（飲食業、宿泊業等を含む）など2次産業、3次産業の要素を取込み、経営の多角化・高度化を行うことをいう。
- (7) 研修費 本事業対象の新規就業者給料をいう。なお、時間外手当、各種手当、賞与は対象外とする。

第3 補助対象事業

農地所有適格法人等が実施する以下の事業を補助対象とする。

- (1) 農業就業支援 新規就業者に対し、当該農地所有適格法人等での就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得するための研修を実施することで定着を図るもの。

- (2) 6次産業就業支援 農地所有適格法人等が6次産業化に取り組む場合において、農業生産に年間120日以上従事する新規就業者に対し、当該農地所有適格法人等での就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得するための研修を実施することで定着を図り、もって6次産業化を推進するもの。

第4 補助事業者等

- 1 補助事業者は新規就業者を雇用する、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 市内に事業所及び経営の拠点を有する農地所有適格法人等であること。
 - (2) 新規就業者に対し、当該農地所有適格法人等での就業に必要な作物の栽培管理技術を身につけるための研修を、年間を通して行うこと。
 - (3) 新規就業者と期間の定めのない雇用契約を締結し、労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。
 - (4) 年1回以上、別表1の(2)の農業研修支援事業（以下、「農業研修支援事業」という。）で開催する座学講座に新規就業者を参加させること。また、参加について実績報告時に報告すること。なお、参加については業務の一環として取扱い、当該講座受講に係る時間については有給とすること。
 - (5) 前年度において本事業を活用し、かつ本事業を活用し研修を行った新規就業者が離職した補助事業者は、人事・労務管理等を是正するための外部の研修等を受け、受講等の証明となる書類を提出すること。市長は提出のあった書類を審査し、是正に必要な研修等であると認められた場合、その後申請可能期間とする。
- 2 補助対象となる新規就業者は以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 申請年度の4月1日時点で18歳以上65歳未満の者であること。ただし、就業2年目については、この限りではない。
 - (2) 補助事業者の親族・姻族（3親等以内）の者ではないこと。また、補助事業者が法人の場合は構成員の親族・姻族（3親等以内）の者ではないこと。
 - (3) 国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を過去及び現在において受けていないこと。ただし、前年度においても本事業の対象であった場合を除く。
 - (4) 過去に同一作目で別の農地所有適格法人等に雇用されていないこと。

- (5) 農業就業支援の場合は、主に年間を通して農畜産物の生産に関する業務に従事する者であること。
- (6) 6次産業就業支援の場合は、農業生産に年間120日以上従事し、かつ6次産業化に関する業務に従事する者であること。
- (7) 年1回以上、「農業研修支援事業」で開催する座学講座に参加すること。なお、参加については就業先に参加の旨を申し出ること。
- (8) 就業2年目助成は、補助事業者において12か月の途切れの無い雇用がされており、かつ助成期間が18か月（障がい者雇用の場合は24か月）経過していないこと。
なお、やむを得ず雇用先を変更する場合は、変更前の雇用先から同意を得たうえでその旨を申し出ること。

第5 補助対象経費及び補助額等

1 補助対象経費及び補助額は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 就業1年目 研修費の10分の4以内とし、支給上限額を1か月あたり8万円とする。ただし、障がい者雇用の場合は研修費の4分の3以内とし、支給上限額を1か月あたり8万円とする。
- (2) 就業2年目 研修費の4分の1以内とし、支給上限額を1か月あたり4万円とする。ただし、障がい者雇用の場合は研修費の4分の2以内とし、支給上限額を1か月あたり4万円とする。
- (3) 前2号により算定した額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

2 補助対象期間等は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象期間は、新規就業者を月初めから月末まで雇用した最初の月を雇用開始月とし、就業3年目を迎えるまでの期間において最大で18か月（障がい者雇用の場合は24か月）を補助対象期間とし、月の途中で雇用を終了した場合、終了月は補助対象外とする。

(2) 補助対象期間が申請年度の4～6月に該当する場合は、6月末日までに交付申

請し、労働保険加入日が1日の場合はその月から、それ以外の場合は翌月から事業対象とする。

(3) 補助対象期間が申請年度の7月以降の場合は、交付申請のあった月以降かつ労働保険加入日が交付申請のあった月の1日の場合はその月から、それ以外の場合は交付申請のあった月の翌月から事業対象とする。

第6 補助金の交付申請等

- 1 補助事業者は、要綱第4条の規定に従い補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画のうち、要綱第6条に掲げる重要な変更については同条の規定に従い補助金の変更交付申請を行うものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業計画に基づき、事業を実施するものとし、実施にあたっては作業日誌を作成・記録し、保管しなければならない。

第7 就業状況報告等

- 1 補助対象期間中に新規就業者が離職した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 事業終了後3年間、補助対象となった新規就業者の就業状況について、就業状況報告(別添1-4)により毎年3月末までに提出するものとする。

第8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第7条の規定に従い実績報告を行うものとする。

別添 1-1

事業実施計画書

1 補助事業者の概要

雇用保険 適用事業所番号					—							—	
研修育成目標	1. 中核的な従業員として育成 2. 独立・自営就農を目指す担い手として育成 3. その他 ()												
年間従事日数	日 (うち生産業務 日)									過去の研修 受入実績	人		

2 新規就業者の概要

ふりがな 氏名				年齢 注)1		出身 市町村名 注)2	
担当内容				該当 事業	農業就業支援／6次産業化支援		
労働保険 (該当状況に○)	雇用保険		加入済み (年 月 日) / 見込み※申請済みであること				
	労働者災害補償保険		加入済み (年 月 日) / 見込み※申請済みであること				
雇用開始日 注)3	年 月 日						
事業対象期間 注)4	年 月 ～ 年 月						

注)1 事業実施年度の4月1日時点の年齢

注)2 出身市町村名県外の場合は、都道府県名及び市町村名

注)3 雇用契約書に示す日

注)4 申請年度内かつ労働保険加入日以降とし、労働保険加入日がある月の1日でない場合は翌月から事業対象

3 指導内容・方針

年月	従事作業等	目的とする習得技術
年間従事日数	日 (うち生産業務 日)	

4 添付書類

- (1) 雇用保険資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証の写し（加入見込みの場合
にあつては資格取得届の写しを添付、通知書の写しを随時提出）
- (2) 労働保険領収済通知書の写し
- (3) 労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- (4) 障がい者雇用の場合、下記いずれかの写し
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証
又は医師による診断書

別添 1-2

新規就業者の経歴等

1 一般情報

ふりがな			性別	男／女	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
氏名							
ふりがな						電 話 番 号	
現住所	〒						
ふりがな						電 話 番 号	
その他 連絡先	〒						
出身区分	農家 / 非農家 (いずれかに○)						
最終学歴	学校名				年 月 卒業 / 中退		
職 歴	年	月	会社名				
資 格 ・ 免 許	年	月	取得資格・免許				

2 農業に関する情報

教育機関における農業履修歴			
学校名		所在地	(都道府縣市町村名)
期間	年 月 日	～	年 月 日
主な作目			
内容			

農家等における実務研修歴及び就業歴	
研修（就業）先 名称	
期間	年 月 日 ～ 年 月 日
主な作目	
内容	

研修（就業）先 名称	
期間	年 月 日 ～ 年 月 日
主な作目	
内容	

別添 1-3

実績報告書

1 指導の実績と成果

習得した技術	
今後の指導計画	

※作業日誌の写しを添付すること

2 事業の実績

補助対象期間	年 月 ～ 年 月			
	計	か月（うち就業1年目	か月、就業2年目	か月）
補助対象経費				
就業1年目助成 月給料×補助率 ^{注)1} ※最大8万円/月 ※月給料には時間外 手当、各種手当、賞 与は含まない	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	計	円・・・①		
就業2年目助成 月給料×補助率 ^{注)2} ※最大4万円/月 ※月給料には時間外 手当、各種手当、賞 与は含まない	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	月分	円	月分	円
	計	円・・・②		
合計（①+②）	円（千円未満切捨て）			

注)1 一般雇用の場合10分の4、障がい者雇用の場合4分の3

注)2 一般雇用の場合4分の1、障がい者雇用の場合4分の2

3 添付資料

- (1) 補助対象となる新規就業者の作業日誌の写し
- (2) 事業費の根拠となる書類（給与支払い明細の写し 等）
- (3) 補助事業者要件を満たす証拠書類（雇用保険の写し、健康保険証の写し 等）

別添 1 - 4

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

就業状況報告

にいがた agribase 事業費補助金交付要綱のうち別記 1 第 4 の 1 の (7) 規定に基づき、就業状況報告を提出します。

1 報告対象者

No.	氏名

3 就業状況 (当てはまるものに○)

1. 雇用継続 2. 独立 3. 離職 (※離農の場合理由を記載)

--